

サイバー戦略推進本部設置要綱の改正について

令和 8 年 4 月 1 日
大通達甲（警）第16号ほか
警察本部長から本部各課・所
・隊長、警察学校長、各警察
署長宛て

（概 要）

この通達は、サイバー戦略推進本部の設置に関し、必要な事項を定めたものである。